



がん治療と就労の両立をめぐる現状と課題

国立がん研究センター ガンサバイバーシップ支援研究部 コマツ健康増進センタ 産業医 平岡 晃

はじめに

人体にできる腫瘍には良性と悪性があり、悪性の腫瘍のことを通称「がん」と呼んでくる。がんとは、無尽蔵に人間の組織を破壊して成長し、かつ、ほかの組織に転移していく病変のことである。日本人の2人に1人ががんになることを指す。「日本人の2人に1人ががんになる時代」といわれてはいるが、がんは30年以上前から日本人の死因の第一位を占めてはいること、日本人の死因の30%以上ががんであることは、よく知られている話ではないだらうか。

その一方で、早期発見・早期治療の取組みが浸透し、さらに医療技術が進歩するにつれて、がんに罹患しても、治療を受けながら就労継続するケースも、決して珍しくなくなってきた。「がんは不治の病ではない」とする専門家も多い。

病気を抱えた労働者に対する就労支援が重要である」とは論を待たないが、とりわけ、がん就労者に対する就労支援が注目を集めている背景には、前述のとおり、日本人の2人に1人が

罹患する疾病であるといふとかり、多くの人にどこのイメージやわざあることは毎日の問題といつていいえやすい疾病である」とが背景にあるだらう。当然ながら、がんに特有の支援対策も考えられるが、がん就労者に対する就労支援は、そのほかの慢性疾患など、がん以外の多くの疾病を抱える労働者に対する就労支援の入

口として、比較的参考になる部分が多いと考えられる。そこで本稿では、がん治療と就労の両立をめぐる現状と課題を整理してお示しする」とにした。

2 企業における がん予防のための試み

がん就労者をそもそも生み出さない」とを田中がなで「がん」と書く場合がある。「癌」は、人体の組織の表面にできる悪性腫瘍を指す。例え

ば、胃癌などは胃の表面にできる腫瘍、肺癌などは肺の表面にできる腫瘍といふように、上皮性の腫瘍に限定されて使われる。したがって、白血病や悪性リンパ腫、脳腫瘍、骨にできる腫瘍などは「癌」のカテゴリーには含まれない。

上皮性以外のものを含めた悪性疾患を総称する場合は、「がん」を使うのが一般的だ。ちなみに、国立がん研究センターでも、ひらがなの「がん」を使用しており、本稿でも「がん」を使用する。対策を紹介する。

(1) がん検診

がん検診には、対策型のがん検診と任意型の

がん検診がある。対策型のがん検診は、企業などが従業員の意思とは関係なく、がん発症のリスクが高いと想えられる集団に対しに行なうがん検診である。一方、任意型のがん検診は、従業員が自らの意思と費用で医療機関に足を運んで受けるがん検診である。

ここで確認しておきたいのは、がん検診の目的である。がん検診の目的は、がんを発見する上と自体ではなく、がんを発見して治療に上げ、最終的に死亡率を下げるところにある。たとえがん検診でがんを発見しても、それが末期のがんであり、がんで亡くなる人を減らすことができなければ、がん検診を実施した意味は少ないと言えるべきである。たとえば、すい臓がんは早期発見が非常にむづかしいがんとされている。すい臓がんの検診を、対策型のがん検診として実施したとしても、がん検診の目的は果たすことはできないだろう。

がんの早期発見が可能であり、死亡率を下げることができるがん検診として有効性が示されているものとしては、大腸がん検診（便潜血検査）、胃がん検診（バコウム検査）などがある。さらに、女性特有のがんとしては、子宮頸がん検診と乳がん検診がある。従業員規模が比較的大きな企業では、行なったがん検診を一般定期健康診断と合わせて実施しているところが少な

くない。

一方、有効性が示されてくるがん検診でも、メリッヂばかりがあるところではなく、「メリットもある」とを知つておこなってきた。メリットの代表的な例としては、放射線被ばくがある。従業員の中には、法定健診以外では、ひとつでも放射線を浴びたくないという人がいてもおかしくない。私自身は従業員に対して、会社が健康管理の目的でがん検診の受診を義務づけることはお勧めできないし、そのように勧めてくる産業医も少なくないと思われる。換言すれば、がん検診を実施する意義は、「会社として従業員に対して、がん検診を受ける機会を提供する」ということではないだらうか。

(2) 喫煙対策

やまやまな研究結果から、喫煙とがんとの因果関係は明らかになつてゐる。喫煙者のがん発症リスクは非喫煙者に比べて高ることは間違いない。企業としては、従業員からがん患者を生み出さないようにするために、喫煙者に対して禁煙を勧めようことが望ましいと想えられる。

今年1月、株式会社リコーが、国内のグループ企業を対象に、社内での喫煙、就業時間内の喫煙を全面的に禁止することを発表し話題となつた。同社の全面禁煙化は、リコーグループ全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、労働安全衛生法第68条の2により、受動喫煙防

関係者だけでなく各社・各事業所に来所するす

べくの人方が対象となるところ。また、勤務時間内の全面禁煙化に関しては、休憩時間を除く標準勤務時間での社内、外出先、出張先、移動中を含めたあらゆる場所での喫煙を対象としている。対象は、リコーグループ国内各社全役員と正社員、契約社員、パートタイマーなど直接雇用関係にある従業員が対象となる。同社では、これと同時に、喫煙者への禁煙支援を、同社の健康保険組合が産業医、保健師の指導のもと進めており、禁煙補助薬の購入補助・治療費補助や保健指導を行つてゐるところ。

このほかにも就業時間中の全面禁煙にふみ切る企業は珍しくなく、私が所属している企業でも、2018年をめどに、会社の敷地内で禁煙とする方向で対策を講じようとしている。大きな流れとして、就業時間中の喫煙が認められなくなる方向にあるといえるだらう。

喫煙に関しては、喫煙者本人の健康リスクとは別に、受動喫煙といつ形で喫煙者の周囲にいる人に対して健康リスクをもたらすことを隠遁することはできない。

このため、事業所における受動喫煙対策としては、2014(平成26)年6月25日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、労働安全衛生法第68条の2により、受動喫煙防

高齢化が進むにしたがつて、日本ではがんに罹る人が増えている。最新のデータによると、2013年にがんで亡くなった人は約36万人、新たにがんと診断された人は2010年に初めて

3 がん患者の現状

このため、仕事を持つながらがん治療を行っている人も少なくない。厚生労働省の「平成22年国民生活基礎調査」をもとに同省健康局が特別集計した結果によると、「悪性新生物(がん)」の治療のため、仕事を持つながら通院している人には約32.5万人いる。

4 がん就労者に対する支援

(1) 第2次がん対策推進基本計画

がん就労者に対する国の支援は、平成24年度から始まった「第2次がん対策推進基本計画」が起点になつたといえるだろう。同基本計画に

止対策が事業者の努力義務となつた(2015年6月1日施行)。

また、今回の改正では受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して、国は必要な援助を行う旨が規定された。具体的には、(イ)受動喫煙防止対策助成金、(ロ)受動喫煙防止対策に関する相談支援、(ハ)たばこ煙の濃度などの測定機器の無料貸し出しなどが実施されている。

[参考] 労働安全衛生法

第68条の2 事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること)を防ぐため、当該事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

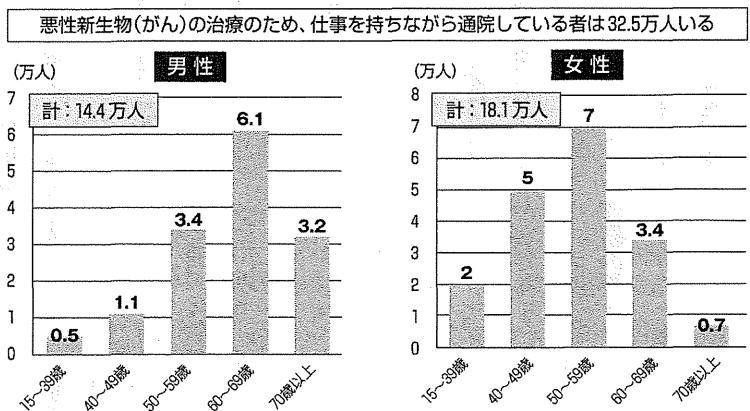
※「事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置」の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置(宿泊業・飲食店を営んでる事業場のみ)などがある。

て80万人を超えて、2011年には85万人を数えている。

国立がん研究センターがん対策情報センターの調査によると、2008年にがんと診断された人のうち、「20~64歳」層が25万9304人と全体の32・4%を占め、また「20~69歳」層が36万5192人と全体の45・6%を占めていた。この数字からは、就労可能な年齢においても、多くの人ががんに罹患していることがわかる。働く人にとってのがんは、もはや他人事ではないのである。

一方、がん患者の5年生存率(全がん)の推移をみると、「1993~1996年」で53・2%、「1997~1999年」54・3%、「2000~2002年」56・9%、「2003~2005年」58・6%と約6割に達しようとしている。がん医療(放射線療法、化学療法、手術療法)の進歩が目覚ましく、生存率が上昇してくることがわかるだろう。

図表1 仕事を持つながら悪性新生物(がん)で通院している者



※仕事をもっているとは、調査月に収入を伴う仕事を少しでもしたことをいい、被雇用者のほか、自営業主、家族従業者等を含む。

資料：厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

同基本計画によつて示された「取り組むべき施策」と「個別目標」は以下のとおり。

【取り組むべき施策】

①がん以外の患者へも配慮しつつ、がん患者・経験者の就労に関する一ーズや課題を明らかにした上で、職場でのがんの正しき知識の普及、事業者・がん患者やその家族・経験者に対する情報提供・相談支援体制のあり方などを検討し、検討結果に基づいた取組みを実施する。

②働くことが可能かつ働く意欲のあるがん患者が働くよう、医療従事者、産業医、事業者などとの情報共有や連携の下、プライバシー保護にも配慮しつつ、治療と職業生活の両立を支援するための仕組みについて検討し、検討結果に基づき試行的取組みを実施する。

は、「全体目標」のひとつとして「がんになつても安心して働きせる社会の構築」が新たに明記された。さらに「分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標」に「がん患者の就労を含めた社会的な問題」が新たに盛り込まれ、その具体的な内容は「就労に関する一ーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになつても安心して働き暮らせむ社会の構築を図る」となりた。

③がん患者や命めた患者の長期的な経済負担の軽減策については、引き続き検討を進める。

④医療機関は、医療従事者にとって過度な業務負担となりないよう健康確保を図った上で、患者が働きながら治療を受けられるように配慮するよう努める」とが望ましい。

⑤事業者は、がん患者が働きながら治療や療養でせぬ環境の整備、さらに家族ががんになつた場合でも働き続けられるような配慮に努めたい」とが望ましい。また、職場や採用選考時に「がん患者・経験者が差別を受ける」とのないように十分に留意する必要がある。

【個別目標】

がん患者・経験者の就労に関する一ーズや課題を3年以内に明らかにしたうえで、国、地方公共団体、関係者などが協力して、がんやがん患者・経験者に対する理解を進め、がん患者・経験者との家族などの仕事と治療の両立を支援する」とを通じて、抱えてる不安の軽減を図り、「がんになつても安心して働き暮せる社会の構築を目標とする。

(2) がん患者・経験者の就労支援のあり方に

関する検討会

同基本計画を受けて厚生労働省では、平成26年に「がん患者・経験者の就労支援のあり方に

じやの家族の就労に関する一ーズ・課題について、具体的な検討を行つた。同検討会では、①がん患者・経験者、②医療機関、③企業の大きな3つのステークホルダーの役割に主眼をおいて検討が行われた。同研究会の報告書は厚生労働省のホームページで公表されてゐる。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000054914.html>

報告書で示された「就労支援の取組」は、「がん患者・経験者とその家族」、「がん診療連携拠点病院」、「がん患者・経験者を雇用する企業」、「ハローワーク等」、「その他(国民の理解・国の取組み等)」の5項目にわけて示されてい

る。「」のうち、「がん患者・経験者を雇用する企業」に関しては、「がん患者・経験者においては、働く意欲や能力があつても、仕事と治療の調和を可能にする体制が職場において不十分であるために、就労の継続や復職が困難になる場合も少なくない。企業が、仕事と治療の調和に向けた職場環境や支援体制の整備に取り組む」とが期待される」としており、具体的な方策としては、「がん患者と主治医と産業保健スタッフが連携した病状、配慮事項の共有」、「地域密接、人材育成の体制整備」、「従業員に対する研修の実施」などが示されてゐる。

がん就労者に対する支援のひとつとして、厚生労働省では「長期療養者等就職支援モデル事業」を実施している(図表2)。このモデル事業は、がん患者の5年後の生存率が50%を超える状況のなか、長期にわたる治療を受けながら、生きがいや生活の安定のために就職を希望する人に対する就職支援を推進する「社会的課題」となってきていることから、全国16か所のハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院などとの連携のもと、個々の患者の希望や治療状況をふまえた職業相談・職業紹介、患者の希望する労働条件に応じた求人の開拓、患者の就職後の職場定着の支援など、がん診療連携拠点病院などへの出張相談による職業相談や労働市場、求人情報等雇用関係情報の提供も行っている。

5 がん就労者、人事・労務担当者が直面する課題

従業員ががんに罹った場合、さまざまなる課題に直面することが予想される。「がん」と一言でいっても、「場所」や「進行度」によって状況が著しく異なることにはじめ理解いただけるのではないかと思う。仕事をはじめて影響が出ない「早期」のものから、まる上で困難であつ

がん就労者に対する支援のひとつとして、厚生労働省では「長期療養者等就職支援モデル事業」を実施している(図表2)。このモデル事業は、がん患者の5年後の生存率が50%を超える状況のなか、長期にわたる治療を受けながら、生きがいや生活の安定のために就職を希望する人に対する就職支援を推進する「社会的課題」となってきていることから、全国16か所のハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院などとの連携のもと、個々の患者の希望や治療状況をふまえた職業相談・職業紹介、患者の希望する労働条件に応じた求人の開拓、患者の就職後の職場定着の支援など、がん診療連携拠点病院などへの出張相談による職業相談や労働市場、求人情報等雇用関係情報の提供も行っている。

図表2 長期療養者等就職支援モデル事業の実施個所と連携先の拠点病院など

労働局	実施ハローワーク	所在地	連携拠点病院等
北海道	札幌東	札幌市	国立病院機構北海道がんセンター
宮城	仙台	仙台市	宮城県立病院機構宮城県立がんセンター
			東北大学病院
埼玉	大宮	さいたま市	埼玉県立がんセンター
東京	飯田橋	東京都	国立がん研究センター中央病院
			東京都立駒込病院
神奈川	横浜	横浜市	横浜市立市民病院
			神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター
石川	金沢	金沢市	金沢大学附属病院
福井	福井	福井市	恩賜財団福井県済生会病院
静岡	沼津	沼津市	静岡県立静岡がんセンター
愛知	名古屋東	名古屋市	愛知県がんセンター中央病院
京都	京都西陣	京都市	京都大学医学部附属病院
			京都府立医科大学病院
兵庫	明石	明石市	兵庫県立がんセンター
広島	広島東	広島市	広島大学病院
愛媛	松山	松山市	国立病院機構四国がんセンター
福岡	福岡中央	福岡市	国立病院機構九州がんセンター
鹿児島	鹿児島	鹿児島市	鹿児島大学病院
			博愛会相良病院

仕事を続ける」と自体が困難な「末期」のものまで病状は多種多様である。がん就労者が直面する問題の一例として挙げておきたいのが、女性特有のがんである「乳がん」の場合、5年生存率はかなり高いが、同時に10年後に再発する可能性があるがんであることもまた事実。その間、抗がん剤を飲み続けるとすれば、そのことにようして体調が100%の状態ではないときもあること

が予想される。仕事のパフォーマンスに影響をおよぼすことになれば、がん就労者が直面する課題ともなるだろう。

- ・働き方を変えたり休職する」とで収入が減少する(29・7%)
- ・治療費が高い、必要な治療費の見通しが立たない(34・5%)

た」と複数回答でたずねたところ、次のように上位ふたつの回答は「お金に関する問題」であった。

- ・体調や治療の状況に応じた柔軟な勤務ができるない(24・9%)
 - ・体調や症状・障害に応じた仕事内容の調整ができない(24・9%)
 - ・治療・経過観察・通院目的の休暇・休業が取れない(23・9%)
 - また一方で、企業の人事・労務担当者や、がん就労者への対応に苦慮している様子がつかがえる。その根底には、安全配慮義務や個人情報保護に対する過剰な「コンプライアンス重視」があるように感じられる。
- 例えば、安全配慮義務に関しては、「がん患者に働いてもらいつつ、問題が起きた場合は、企業は何らかの責任を問われるのではないか?」「時間外労働をさせたら、がんが再発するのではないか」といった根拠のない不安がある。こうした考え方の根底には、多くの企業が悩みを抱えている従業員のメンタルヘルス不調との兼ね合ことがある。メンタルヘルス不調は、就労を継続するほどによってさらに悪化する」ともある。トトしたメンタルヘルス不調からの類推が、がん就労者に対する過剰な安全配慮意識をもたらしている場合もある。

一方、個人情報保護に関しては、人事・労務担当者が、がん就労者に関する個人情報を把握してよいのかがわからぬこという悩

みがある。トトには、個人情報保護に対する過剰な対応に加えて、「がんといふ疾病に特有の「ある種の触れにくさ」が存在するのではないかと推察する」とができる。

トトのように、人事・労務担当者ががん就労者に切り込んでいかない場合には、がん就労者と人事・労務担当者との間に産業医が立つて、通訳と同じような役割を果たせば、問題は少なくなる。がんに限らず、従業員の健康問題は触れる部分は必ずあるわけなので、「自社でできる範囲の支援を行ひ」ととし、「どこまで支援するかを決める」とも大切だろ。

トトに詳細な情報が必要な場合は、主治医との相談の場を設けないとになる。がん就労者本人にも同席してもいいだつて、今後の就業上の問題を相談するとこうになるとと思われる。トトの場合は、でもただ具体的な内容をたどつ考へ方に立たなければなりなこと思ひ。

6 おわりに

企業は、希望者全員について65歳まで雇用を確保する措置を講ずる義務がある。少子高齢化の進展も加わり、今後、企業で働く従業員の年齢層が上がるることは確実なので、在職中に病気になる人が増えることも見込まれている。もし

企業が病気になつた従業員に対しても手をさしのべないのであれば、早晚、企業活動が成り立たなくなるといふことを理解しておく必要があるだろ。

トトからは、企業活動を成り立たせるためにも、がん就労者を含む、何らかの病気を抱える従業員に対して、企業として何ができるのかを考え始めることが重要だ。ある経営者から「従業員をお情けで支援するところのは限界がある」と言わされたことがあるが、お情けではなく、「企業活動を成り立たせるためにサポートすべし」とつ考へ方に立たなければならぬ。トトに、従業員としても65歳または65歳、あるいは70歳に到達したときに病気にならないようするためには、もうすればよいのかを考えなければならない。そのためには、若いうちから自分の健康にしっかりと向き合わなければならぬだろ。残念ながら「会社の健康診断は、会社の管理のために行い、従業員は義務として受ける」という風潮が少なかりずある。従業員は、自らの健康管理の一環として健康診断を受けねば、意識を変えていかなければならぬ。そういう風潮が少なかりずある。従業員は、自分の健康管理の一環として健康診断を受けねば、意識を変えていかなければならぬ。そつある」とが、高齢期に至つたときにつける確率を減らすことにつながるだろ。

がんから職場への復帰のために、職場がなすべきこと

産業医科大学産業医実務研修センター講師 立石清一郎

國民のおよそ2人に1人が罹患する「がんは、最も身近な」といふにある病気じつともいだらう。がんは、働く人すべてにとって無縁な病気ではない。

といふが、がんは「がん壯絶死」などとマスクで取りあわされることがあり、「死に至る怖い病気」というイメージが強い。しかし、医学と医療技術の進歩により、現在、がんの5年生存率の平均は6割近くに上昇し、「がん種によつては、5年生存率が8割、9割というものもある。その意味で、いまや、がんは「死に直結する病気」ではなく、「長くつきあう慢性病」となつてゐる。

それでは、がんと診断された従業員をどう支援すればよいのだらうか。この問題に悩んでいる企業は多い。後に述べる私たち研究班は、企業が対応するときの一助になるよつこと、「がん就労に関するマニコアル」をまとめた（後述）。

企業におけるがん就労者への対応は、一朝一夕に

できるものではない。本マニコアルには貴重な人材を活かし、職場での貢献をいか幅広くいやいやかについて説明してあるので、参考にしていただければ幸い願ひ。

従業員ががんに罹患、「マニコアル」で適切に対応

がん罹患者が職場に出現した場合、私たち産業医は、管理者から「どうしたらよいでしようか」とこうり途方にくれた質問を受けることがよくある。せいには「働かせて具合が悪くなつたいじりつけよう」という不安もある。その恐れはもつともかもしれない。企業には従業員への安全配慮義務もある。しかし、がんは、たとえ進行がんであつても徐々に重篤化していく病気で、慢性病的な経過をたどる。だから、がん就労者が突然倒れて、労災事故が起つたよつなことは、まず考えられない。毎日、職場で顔を合わせていて、注意して観察していれば、

やつした突然的な事故は防ぐことができる。このした職場におけるがんに觸れる問題に、対処する観点から作成されたのが、「『がん就労者』支援マニコアル」である（以下、「マニコアル」）。マニコアルは、厚生労働省の助成を得て「働くがん患者と家族に向けた包括的就業支援システムの構築に関する研究」班（研究代表者・高橋都獨協医大医学部准教授（当時）、現・国立がん研究センターがんサバイバーシップ支援研究部部長）に参加した医師などにより作成された。同マニコアルは、がんと診断された従業員を支援するときに生じるさまざまな課題に対する、企業が対応する際の一助になるようになつて、2年間かけて作成された。その内容の多くは、がん以外の病氣にも応用できるものと想えている。マニコアルは、「がんと就労」のホームページ（www.cancer-work.jp）の「各種支援ツール」からダウンロードができる。

がんじうの病氣は長くつきあう病氣であり、

がんに罹患しても職場からの適切な理解と支援があれば、治療と就労を両立させることは可能である。しかし、ある日突然に職場の仲間ががんと診断されれば、一体どのような行動をとればよいか、皆田県がつかないというのが正直なところではないだろうか。この場合、必要なことはがん自体に関する知識ではない。どのように対応すればよいのか、そのための手取り早い知識が必要である。マニュアルはまさにやうした目的のために作成された。このマニュアルは、がん治療と就労の両立を目指してくる従業員に対し、職場の上司や同僚、人事担当者、企業の立場からどのように対応していくべきよさか、そのヒントを記載したマニュアルと受け止めてしまご。

マニュアルの内容

同マニュアルの内容を紹介しておこう。同マニュアルの主要部分は3章からなつていて、第1章では職場の上司・同僚として、がん就労にかかる際の具体的なヒント、第2章では人事の立場から社内制度を整えるためのヒントや就業配慮の実際、第3章では事業者の役割として、方針の明確化や風土づくりについて記載している。

がん治療しても職場からの適切な理解と支援における具体的な対応方法・ヒント・上司・同僚にできること」について記載されている。「がん治療に対する支援は「がん診断後」、「休職中」、「復職期」、「復職後」という4つの経過で、同じ必要とされる内容が異なる。マニュアルでは、その経過ごとにその支援内容を具体的に示しているので、現在、困っているところから読むことをお勧めしたい。

また、この4つのほかに、職場においては田頃からの良好な職場風土や協力関係を築いておくことが重要である。そこで「田頃からの取り組み」の項目も加えておいた。マニュアルではこの4つについて、具体的な対応を示している。

次に、すべての経過を通じて課題となるテーマとつるものがある。それは、「個人情報の取り扱い」、「外部医療機関との連携」、「職場の環境整備」、「体調不良時の対応への準備」そして「家族との連携」である。この全ての経過に共通する課題についても重要なポイントを示しておいた。この部分についてはできるだけ早めに田頃を通しておくることが望ましい。

一方、4つの治療の経過と田頃からの取組みにおいて、起るべきアクション（対応）は多様だ。それらのアクションの視点を4つに分けた。その中のアクションの視点を4つに分けて示しておる。4つの視点とは「本人への働きかけ」、「職場内のコミュニケーションと業務調整」、「人事との連携」と「産業保健スタッフとの連携」である。

図表1 治療と就労を両立させるための職場の対応表

経過	視点	A. 本人への働きかけ	B. 職場内コミュニケーションと業務調整	C. 人事との連携	D. 産業保健スタッフなどの連携
1. がん診断後					
2. 休職中					
3. 復職期				→	○ページ
4. 復職後					
5. 田頃からの取り組み					

出典：『『がん就労者』支援マニュアル』11ページ

高齢期まで働くための治療と就労の両立

以上が第1章で、この章は起立すべきアクションのチェックリストになつてゐる。このアクションに優先順位はあるのかと尋ねられたいとがあるが、個別のケースごとに事情は異なるので、これを優先すべきと、マニュアルで示すことはできない。そもそも、がん患者には、「働き続けながら治療したら」という人と「休んでしっかり治療したい」という両様のタイプがある。それは本人と職場の関係性においてのみ決定され、治療と働き方が本人の考え方ひとつで異なつてくるのである。職場という文脈のなかで必要なアクションを選択してほし。

人事担当部署と企業がになつ役割

社内の諸制度や手続きなどを用いた人事労務の担当部署は、がん就労者を支援する重要なリソース（資源）である。第2章は「田舎に対応するための職場づくり—人事労務にできる」と「—と題して、人事労務の担当部署ができる」とのヒントを記載している。

いじでは人事労務担当部署が行つべきこととして、6点を掲げている。

まず1つめの「社内規則・規定・手順の確認・見直し」では、がん就労者が田舎に職場復帰や就業を継続するための休業の開始から業務復帰までの

流れや具体的な支援内容について説明している。2つめが「緊急事態への対応・ルール化」である。がん就労者は一定の確率で体調不良を起すので、その際のルールづくりや設備の整備などの対応例を示している。

3つめが「休業・休職者情報の取得とアドバイザリーへの配慮」である。がん就労者は自らの治療に意識が集中しがちなので、人事はがん就労者の情報をしっかりと取得しておかなければならぬ。そうでないと傷病手当金などの手続きが滞るなどリスクが起りかねない。

4つめは「事例発生時のがん就労者への説明事項」である。がん就労者が安心して治療に取り組むには、雇用の確保、業務の引継ぎ、金銭的な問題、相談できる体制を整えておく必要がある。

就業継続をあきらめない

5つめは「人事としての就業配慮へのかかわり方」である。就労を希望するがん就労者に適切な就業上の配慮を加えることで、戦力として働くことが可能になる。そのヒントが記載されている。

最後に「社内外の連携」である。がん就労者に支援を行えば、不公平感が生まれて職場に何らかの影響を与える可能性がある。産業医や、主治医などの社内外のリソースとの連携の必要性を説明している。

第3章は「がん就労者の就労を支援するために必要な事業者の役割—事業主にできる」と「—」として、「職場としての方針の明確化」「風土づくり」「体制づくり」をあげている。職場の上司や同僚が安心してがん就労者を支援できる方針を明確化する」と、助け合ひの風土づくりを行う」と、支援のための諸制度の見直しおどあげている。

以上が、がん就労者支援マニュアルの主な内容である。記載内容については、企業の人事担当者に見ていただき、その声をとりこんでいるので、現場の実感から外れたものにはなつていないと思われる。

職場でがん患者が発生したとき、まず働かせてよいものだどうか、という懸念が先に出でるようだ。「がんに罹患する」と「すなわち「働くなくなる」と2つのは全くの誤解である。この勘違いだけは払拭していただきたい。がんに罹患しても就業能力が急激に落ちるといふことはなく、多くの場合、職場に復帰することができる。従業員から「がんと診断された」と相談を受けたときは復職してもらいつ方向で、その後の対処を考えるべきである。

がんは長くつきあう慢性病である。抗がん剤治療にはお金がかかる。大企業では休んでも給料が95%保障される制度を持つてこよといふもあるが、中小企業では健康保険から賃金の3分の2が支給される傷病手当金しかないとこりがほとんざだ。20万円の給料であれば、13万円強の収入に低下する。その失われる金額が、治療に影響を与えるかもしれない。働き続けることが、本人の健康の回復に影響を及ぼすこともあり得る。長い就業人生のことについで、どれだけ話し合える素地が職場にあるかが大切だ。一時的な観点から短兵急に事を決すべきではなく、就労継続を簡単にあきらめてはいけない。企業にはさまざまな制度があり、それをつぶした人たちがいる。しかし、その人たちがいなくなると、その仕組みを回すことに手いっぱいになり、この仕組みがどのような事情でつぶされたのかどうかなどがわからがちである。魂を持った人が運用しないと、仕組みは形骸化する。この人をいかに資源として生かしていくか、じつは観点から考えていただきたい。他方、その仕組みつまり制度がないといつも企業も少なくない。例えば、「私傷病者を半日勤務にしてあげたいが、その制度がない」といつた場合だ。いくつかの方法が考えられよう。この場合、その日は半日欠勤にするなどが考えられる。

2、3日間は吐き気が続くことがある。その場合、その日は半日欠勤にするなどが考えられる。先々、本来のルールに従つた勤務に戻ることを前提に半日勤務を認めるのである。仕組みをさむことながら、柔軟な働き方ができるように工夫することが大切だ。仕組みが実態とずれているなり、仕組みを見直すことが必要だ。

多様な働き方が復職を支援する

がんの治療は、手術、抗がん剤投与、放射線照射の3つが基本で、これがさまたまに組み合わされる。がん就労への対応をむずかしくしているのが、治療の多様性である。臓器を切除する手術は分かりやすいが、抗がん剤の化学療法と放射線療法をしてくるときに、本人が復職したいと申し出てきた場合の判断がむずかしい。

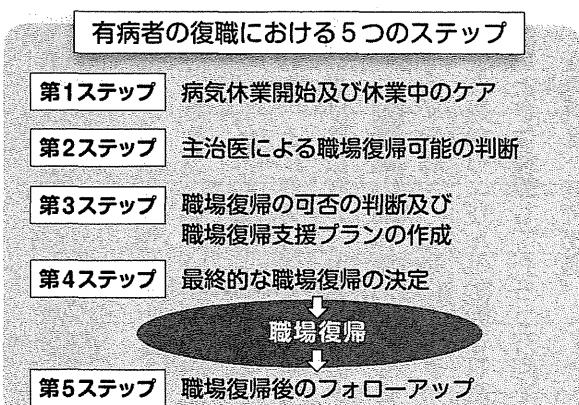
この場合は、ケースバイケースで考えるべきである。

放射線照射で朝から1時間だけ照射するという場合、9時からの時30分までは病院にいなければならぬ。9時に必ず出勤しなければならないところのであれば、放射線治療を受けている間は復職できならないことになる。この場合10時から18時まで働くことを認めることが考えられる。

化学療法では4週間に1回などの頻度で、抗がん剤を用いる。すると、点滴などを打った後には長くつきあう慢性病である。抗がん剤治療にはお金がかかる。大企業では休んでも給料が95%保障される制度を持つてこよといふもあるが、中小企業では健康保険から賃金の3分の2が支給される傷病手当金しかないとこりがほとんざだ。20万円の給料であれば、13万円強の収入に低下する。その失われる金額が、治療に影響を与えるかもしれない。働き続けることが、本人の健康の回復に影響を及ぼすこともあり得る。長い就業人生のことについで、どれだけ話し合える素地が職場にあるかが大切だ。一時的な観点から短兵急に事を決すべきではなく、就労継続を簡単にあきらめてはいけない。

企業にはさまざまな制度があり、それをつぶした人たちがいる。しかし、その人たちがいなくなると、その仕組みを回すことに手いっぱいになり、この仕組みがどのような事情でつぶされたのかどうかなどがわからがちである。魂を持った人が運用しないと、仕組みは形骸化する。この人をいかに資源として生かしていくか、じつは観点から考えていただきたい。他方、その仕組みつまり制度がないといつも企業も少なくない。例えば、「私傷病者を半日勤務にしてあげたいが、その制度がない」といつた場合だ。いくつかの方法が考えられよう。この場合、その日は半日欠勤にするなどが考えられる。先々、本来のルールに従つた勤務に戻ることを前提に半日勤務を認めるのである。仕組みをさむことながら、柔軟な働き方ができるように工夫することが大切だ。仕組みが実態とずれているなり、仕組みを見直すことが必要だ。

図表2 有病者の復職における5つのステップ



出典：「『がん就労者』支援マニュアル」54ページ

(注) 厚生労働省「こころの健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を基にマニュアル作成者が作図

しかし、復職にあたっては、この仕組みがある。

スメであるところのやはない。一回の勤務時間や週の勤務回数を段階的に増やしていくという、段階的プログラムを組んでくる企業もあるし、組まない企業もある。企業はつひとつの場合ではない、リバウンドは医療の場で行うべきである、という考え方である。ただ、傷病者をいつ受け入れるかは企業の考え方で全く異なり多様である。マニュアルを基に話し合いつづけば、そこにヒントはあるはずだと思つ。

産業医の経験からいえば、職場で支援を受けながら上手に人間関係をつづっているがん就労者がいる。その人たちに共通しているのは責任感をもつて企業の目的達成に参画しているということがいる。職場から必要な配慮を受けながら、仕事で貢献している人たちだ。一方で、仕事をもつて企業の目的達成に参画しているといふことである。職場から必要な配慮を受けながら、仕事で貢献している人たちだ。一方で、仕事に「ミシトをしていくなくて組織に残れる人もいる。それは制度の上に載っているからだが、しかし」の場合は企業の負担となるわけでもあるだけ仕事に「ミシトする方向に後押しをしていく」とが必要だ。

がん就労者の配置にあたつての配慮

高齢期まで働くための治療と就労の両立が限らず有病者の職場への配置にあたって、企業は悩みながらさまざまに配慮している。特にがん就労者の配置での悩みは大き

い。化学療法などに基づく免疫力低下などの問題では、主治医などの意見を聞くことが大切である。「配置にあたつて人と接觸する仕事には配慮をするように」という指示があつた場合、その要請に応える必要がある。就労の仕方につけたは、主治医がOKを出し、会社もOKであれば、後は本人の同意の問題である。基本的に主治医がOKと書いたことは実行に移しても問題はない。

がん罹患者はインフルエンザに弱いのではないかと思われているが、それに対するエビデンス（効果の検証）はない。もとより、インフルエンザにかかると抗がん剤が使えなくなると、主治医からの指示があつた場合、そうしたリスクの高い仕事に就かせるべきではない。

ヒトの、主治医と産業医の役割についてたずねられることがある。産業医は、企業に属していて、その人がその仕事ができるかどうかを判断する機能を果たしている。安全配慮義務を含む仕事ができる状況をつくるのが産業医の仕事である。

一方、主治医は患者と2つ個人に治療を施してくる。主治医は企業に対しても何の権限もなく個人の代弁者である。だから、主治医が求めってきたものは個人（）の場合、がん就労者だがが求めてきたものと判断するべきである。

問題は、例えば主治医が工場で働いていたら

ん就労者に、重筋作業は不可などと就業制限の診断をした場合、企業はどうすべきか。この場合、大きい会社ならこり知らず、小さい企業では体力に合った仕事が出来るまで復職でもなら、といふことになつてしまつ。

主治医が、がん患者と仕事の話をする機会はほとんどないに等しいだらう。だから仕事についてのイメージを持つてしないのが普通である。就労に関する診断書を求められれば、「軽作業可、短時間勤務での復職は可」、などとなれば、後は本人の同意の問題である。基本的に主治医がOKと書いたことは実行に移しても問題はない。

一方、産業医の場合、まず職場の仕事が先にあって、それに労働者をどう適応させていくかを考える。企業は復職させるかどうか迷い、この仕事に堪えられるかどうかを産業医に尋ねる。すると、熟達していない産業医は体力など能力が低下しているので、少しきした仕事しかできない、と投げ返す。仕事場が寒いといった場合は、服を着込むことでカバーすることができるが、事はそんなに容易ではない。よつて多くの場合、トラブルとなる。仕事への復帰とは本來個別的なものであり、この問題を解決するには企業とがん就労者が話し合ひしかない。互いに話し合つて合意形成し、合意された内容がなされ得るかフォローアップしていくべく。これが

熟達した産業医の仕事である。ただ、嘱託産業医の場合、常勤ではないので、人事担当者が企業の事情や方針など話を詳しく説明する」とが必要となる。

産業保健スタッフが企業に存在するときは、気軽にその意見を尋ねる「」とができる。有益な助言を得ることができる。一方、50人未満の事業場では産業医選任は義務ではなく、産業医がいるところは稀である。そのときは地域産業保健センターの窓口で医師や保健師に相談する「」となじが考えられる。ただ、その場合もその事業場の仕事内容や企業の事情について知識がないので、人事担当者は「」といいな説明が必要である。あるときは近隣の企業と共同で産業保健スタッフを選任する「」とも検討すべきだ。

がん就労を妨げるもの、 それは心のなかにある

がんの発症しやすい年齢は、乳がんなら40代後半、大腸がんや胃がんなら50代前半の人たちだ。知識や技術を蓄えてきた年代の人たちである。そのため人たちががんになって職場からつなぐなると、技能や知識の伝承が途絶えてしまう。ある口、何の準備もないままに継承ができなくなってしまうわけで、これはその企業については生産の継続に欠かせない世代

間の「」がなくなる「」を意味する。その意味で、「」治療と就労の両立は企業にとって重要で、がん治療と就労の両立は企業にとって重要な課題である。

静岡がんセンターなどの研究者が2003

(平成15)年度にまとめた調査研究によると、集計対象者8000人弱のうち、がん就労者の30・5%が依頼退職し、4・2%が解雇された。国立がん研究センターは最近調査を行い、その結果を集計中だが、退職者数の割合はむしろ低くなっているようだ。がんと就労についての周知が進んだか「」と考えられる。

生涯におけるがん罹患の確率は2人に1人とされるが、若じときの罹患率は低い。労働者の健康といつことを考えれば、高齢になるほどがんに罹りやすくなることを考慮しなければならない。60歳までに約10%の人が、70歳までに約20%が、がんに罹患するとされている。日本は生涯現役社会を実現していくことからも、今後は職場においても、一定の年齢になればがん検診を行うことも検討課題となつていい。

繰り返せば、「」がんに罹患しても働く。「」に罹患しても従前の仕事ができなくなるところはほんとうだ。少しばかりの工夫で働くひとたちがほんとうで、能力はそれほど落ちるものではない。落ちるとすれば、それは体力や集中力などだ。それをどうカバーしていくか

が、がん就労の際の課題となる。私が見てきた限りでも、がんに罹患して一度も復職できないケースはほとんどなかった。企業側の差別的要素も少なからず存在するが、本人の心の要素もかなり大きいと思われる。

がんと診断されると、なぜ自分が、這樣的疑惑と怒りが湧きおこり、そして喪失感と絶望感にとらわれる。やがてそのフェーズ(段階)を過ぎると精神的に回復をみせ、家族のためにも頑張ろうと考える。以前とは生活が全く違つてみえるという状態になり、仕事にむかひの口三ツ下するようになる人も少なくない。

つまり精神的に一番つらさに田疊田疊になつて仕事を辞めるなどの判断をするべきではない、ところだ。つらごとも企業が支援する「」で人材が残り、財産を引き継ぐことができる。がんになった人を切り捨てるよりは自分がその番か」と考へ、企業に貢献をしようとしつゝ気持ちを養えてしまうだろう。

ほんの些細な支援でその人を救いだす「」ができる。その「」を認識し、少しでも良じ形で仕事ができる環境をぜひ整備していただきたい。その時に、マーケットは何かの役に立つといふ感づ。

(取材構成:労働ジャーナリスト 穂積富士夫)

がんと 向き合ふ あんしんネット'15

第3部

インタビュー

国立がん研究センター

高橋 都さん



配慮の仕方 本人と確認を

たかはし・みやこ 岩手県出身 1984年岩手医大卒。東大大学院講師、独協医科大学准教授を経て、2013年4月から現職。14年に厚生労働省が設けたがん患者経験者の就労支援のあり方に関する検討会で構成員を務めた。

「がんと向き合ふーあんしんネット'15」シリーズを読んでの感想や体験、ご意見をお寄せください。宛先は〒950-8535、新潟市中央区万代3丁目1の1、新潟日報社報道部社会保障班。ファックスは025(385)7250。メールはanshin@nigata-nippo.co.jp

がん患者が治療と仕事を両立していくためには、どんなサポートが必要なのか。墨書きの就労支援を研究する国立がん研究センター（東京）のがんサバイバーシップ支援研究部長、高橋都さんに聞いた。

「がん患者の就労を取り巻く現状は、厚生労働省の推計では、働きながら通院している人は約32・5万人。治療を終えたがん経験者を含めれば数はもうと膨らむ。本当に働けるのに、がんに対する誤ったイメージで仕事を辞めざるを得なかつたり、自分から退職したりする人がいる。こうした状況をなくしたい。企業は近年、メンタルヘルス対策には力を入れているが、がんのよきに業務とは直接関係がない病気やけがをした人への支援は遅れがちだ。企業には何を求める

立していいのか、どんなサポートが必要なのか。墨書きの就労支援を研究する国立がん研究センター（東京）のがんサバイバーシップ支援研究部長、高橋都さんに聞いた。

企業側、正確な知識必要

配慮の仕方 本人と確認を

きを調整できる立場。状況に応じて企業への情報提供や医療機関との橋渡しができるのではないか。新潟県はまだだが、がん患者の新規就労について、ハローワークと拠点病院が連携して支援するモデル事業も全国各地で始まっている。

「患者へのアドバイスはありますか。配慮をしてもらった方がいい」という場合は、「通院

企業はがんになってしまった企業がずっと働けないのか、待てば職場に戻れるのかを、がんのイメージに左右されずに見報収集が大切。がん診療連携拠点病院に設けられている「がん相談支援センター」で基本知識を学ぶのも手だ。

企業はがんになってしまった企業がずっと働けないのか、待てば職場に戻れるのかを、がんのイメージに左右されずに見報収集が大切。がん診療連携拠点病院に設けられている「がん相談支援センター」で基本知識を学ぶのも手だ。

十分に働けない時期があるても、次第に働く力が戻ってくる場合も多い。2、3ヶ月ごとにどういった配慮が必要かを、本人と確認していくことが重要だ。過度な配慮は本人の就労意欲をそぎ、同僚らの納得も得られない。

行政には何を求めるか。まずは自治体が、がん患者の就労について全体像を把握が、これはできる「負けない」取り組みであります。東京都や島根県などでは、患者と事業所を対話。がんと仕事に関する体験談などを冊子にまとめられており、行政は企業に土地で異なる。行政は企業に土地区域の発信力があり、関係者の動き始めたら、周りに助けてもらおうという意識だけではな

いだろう。

以前の働きぶりに縛られ

ず、ハーフドルが低すぎると思われる

じでも自信を持てる範囲で仕

事始めほしい。一方で働

き始めたら、周りに助けても

う一つだ。地域の情報が集

伝えた方が無理なく働きやす

いだろう。

以前の働きぶりに縛られ

ず、ハーフドルが低すぎると思われる

じでも自信を持つ範囲で仕

事始めほしい。一方で働

き始めたら、周りに助けても

う一つだ。地域の情報が集

伝えた方が無理なく働きやす

いだろう。

土曜特集

がんと就労 仕事と治療の調和へ

国立がん研究センター・がん対策情報センター
がんサバイバー 高橋都部良に聞く

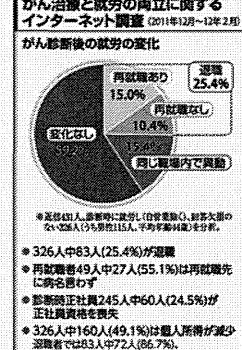


たかはし・みやこ 1964年
手取大卒。内科臨床に10年
間從事後、東京大学院で博
士(保健学)取得。東大、筑
波大教授を経て2013年より
一貫してがん診断後の
社会生活に関する研究に取り
組み、特に就労問題やカップ
ル関係の研究が多い。

誤解、偏見が両立を困難に

正義の精神と法の精神

就労状況	割合
新規雇用	25.4%
現職継続	15.0%
現職離脱	10.4%
失業	13.6%
未変化	32.2%



休暇など役立つ規定の普及を

本人・家族の説明力向上を重視

がんを治す がんをささらから がんをかきなよがん

「キャンサーギフト」を得て 変わった仕事観と働き方

もはや「がん＝不治の病」ではない。

画期的な検診法や治療法の研究は日進月歩だ。

仕事を持ちながら、がんの治療をする人は
およそ32万5千人にのぼる。
患者や企業は、がんとどう『共存』すべきか。

ライター
越賀絹子

病室の窓から、会社のビルが
見える。いつか戻れる日は来る
のか。見舞いに来てくれる同僚
の存在も、遠く感じた。

日本テレビ記者の鈴木美穂さ
ん(31)は2008年5月、シャ
ワーを浴びている時に右胸に違
和感を感じた。当時はまだ24歳。
「まさか」と思ったが、悪い予
感は的中する。

大学病院で精密検査を受けた
結果、右胸に二つのがんが見つ
かった。腫瘍の大きさは合わせ
て5センチほど。医師からは、

右乳房を全摘出する必要がある
と説明された。入社3年目。子
どもの頃から憧れていた記者に
なり、これからという時だった。
「働いて結婚して、出産して。
女性としてごく普通の将来が閉

日本テレビ 総務局社会部記者
鈴木美穂さん(31)

2008年5月、右乳房の乳がんが発見。ステージⅢ。会社の疾病休暇制度
を利用して09年1月まで休職。右乳房全摘手術、抗がん剤治療、放射線
治療、ホルモン治療、分子標的薬とフルコースの治療を受けた。厚生
労働省担当記者として取材する傍ら、若年性がん患者団体「STAND
UP!!」副代表、NPO法人マギー・ア・東京共同代表理事も務める



がんを恐れない 仕事

ざされる絶望感。そう遠くない
かもしない「死」と向き合う
恐怖に、頭の中が真っ白でした」

がんを忘れてほしい

会社を休職し、治療に専念した。抗がん剤の副作用で髪が抜け、強い吐き気や倦怠感に襲われた。全てが嫌で泣きじやくり、ベランダから飛び降りそうになつたこともある。そんな時、心の支えになつたのは仕事への情熱だった。家族や同僚に頼んで、闘病中の自分を撮影した。記者である自分がなんでも仕事の分を見失わずにいた。

「どうしても記者に戻りたい」見舞いに来る同僚や上司に何度も訴えた。自宅療養中、外出はつらかったが、電車に乗り、会社まで行く練習もした。

その甲斐もあって09年1月、元の社会部記者に復帰した。失われた8ヶ月間を取り戻すため必死だった。取材や張り込みに、率先して出掛けた。

14年には、希望していた厚生労働省の担当になつた。

「自分の経験を生かして、がんの取材をしたい」

今年、自身の闘病記録をドキュメンタリー番組で放送した。



かんぽ生命保険 広報部
志田理美さん(31)

2011年11月、大腸がんが発覚。ステージⅢ。会社の病院併設制度で、有休消化で通院を受けた。直腸切除手術を受け、12年2月から徐々に職場復帰。また、抗がん新治療を受けるも、現在は経過観察。がん患者の心のケアを行なうNPOに参加。企画を監修している

一方で、若いがん患者のためのフリーイベントを発行。ヨガや料理のワークショップも開いた。14年には、イギリス発祥のがん相談支援所「マギーズセンター」を東京にもつくるうとクラウドファンディングで220万円を集めた。NPO法人を立ち上げ、設立準備にあたる。

「がんは私にとって鬼ごっこ。ややこしいもの。いいことも、大変なことも教わりました。もし

がんにならなかつたら、自分のチームがないまま記者をしていただかもしれません。生死に関する情報を伝えたいと明確に思えたのは、がんのおかけです」

かんぽ生命保険広報部の志田理美さん(31)も、がんで仕事を方針が定まつた一人だ。

11年1月、激しい腹痛に見舞われ、自宅のトイレで倒れた。救急車で近所の総合病院に搬送され、精密検査を受けた。

医師から告げられた診断は、大腸がん。肛門から2センチほど内側の直腸に腫瘍があつた。手術が必要で、腸だけでなく子宮や膣なども切除する「骨盤内臓全摘除」になるという。当時27歳。独身の志田さんは到底受け入れられない。セカンドオピニオンをとり、がん専門病院で、切除部分の少ない腹腔鏡手

術を受けた。退院後も通院で抗がん剤治療を受けたが、腸閉塞を起こして入院を繰り返した。職場で倒れ、救急車で運ばれたこともある。5月末から本格復帰するも、精神面はどん底。当時は保険金の支払い審査の担当で、毎日100件前後も顧客の病気の診断書を読む。嫌でも自分と重ねてしまい、うつ状態に陥つた。

「仕事を辞めたくても、収入がないと生きていけないし、病歴があつて転職も望めない。実家は山形の限界集落にあり、帰つても仕事がない。周りは結婚しても、出産、昇進をしている中で、私は何に向かつて生きればいいかわからず、八方塞がりでした」

体重は10キロも落ち、はた目からも重病であることは容易に分かる。がんを周囲に公表すれば、バッフルが見つかった。血液中を流れれるリンパ球のがんだ。

「聞いたこともない病名で、どうのくらい休むかわからなかつた」上司にだけがんのことを告げて勤続20年になるAさん(女性、46)は、13年3月、回盲部(小腸・大腸の結合部)に悪性リンパ腫が見つかった。血液中を流れ

たびたび休みをとることに不平感を持ついないだろうか。いつも「すみません」と言つて休むのが苦しかった。再び立ち上がるきっかけは、がん患者支援のボランティア活動だった。同じように悩む患者と出会い、生き方が変わった。

かんぽ生命の社会的影響力を生かして患者支援をしたいと考えたのだ。社内公募に手を挙げ、経営に近い部署への異動を希望した。開病体験を、職場の大勢の前でカミングアウトした。

今年4月、広報部に配属された。企業としての患者支援を目指して、着実に前進している。

シンクタンクの研究補助として勤続20年になるAさん(女性、46)は、13年3月、回盲部(小腸・大腸の結合部)に悪性リンパ腫が見つかった。

治療を受け、14年4月に復帰した。Aさんは夫と2人暮らし。

それでも退職する気はなかつた。同僚たちは、

「私にとっての仕事は、お金のためだけではなくアイデンティティーなんですね。スキルを生かして、認めてもらえる。働く自分の自分は想像できません」

真っ先に考えた「社員」

がんになり初めて死に直面する、人生観が変わる。仕事の貴重さを見直す一方で、仕事より大事な「何か」に気づき、働き方を改める人もいる。

大手建設会社に勤めるBさん（男性、51）は09年、右の声帯に喉頭がんを見つかった。

「タバコは吸わないのになぜ？」

長年、建設現場の統括で責任が重く、休みも少なかつた。

幸い、早期がんだったため、放射線治療と抗がん剤治療で済んだが、4年後に再発。今度は手術が必須だった。この時、働き方を大きく見直した。

父から引き継いだ宝飾品の製造会社2社を、3歳以下の弟と共に経営。2010年10月、中期業績が発覚。入院し、11年1月まで抗がん療法治療と放射線治療を受けた同年4月、左腎臓腫のリンパ節転移の手術手術を受け以降は経過観察。同年6月から腰椎復帰。13年から東京マラソンに参加。14年に物完成した

れるも、逆流して吐き出した。退院して3ヶ月目から徐々に職場復帰した。三枝さんは、がんになり大き心境が変わった。「以前は『長期的な経営ビジョンが大事』などと言つていましが、今日と同じ明日があるとは限りません。社員やお客様と話す時は、二度と会えないかもれないと思つて全力を注ぐ。新たな『武器』を手にしたような気がしますね」

さうに1年半後、2度目の再発が見つかり、肩の皮膚で右の声帯を再生する手術を受けた。 「まだ娘は中学生。3度目の再発がないように、無理のない範囲で仕事をしたいですね」 働き方が違えば、悩みも違う。 東京と山梨で宝飾品の製造会社を営む三枝幹弥さん(46)は、10年10月、左側の扁桃腺に中咽頭がんが見つかった。真っ先に考えたのは、社員のことである。 共同経営者の弟と相談し、がんになつたが心配しないでほしいと社員に伝えた。

それ以上に悩んだのは、金融機関や取引先との関係だ。経営者が重病になると信用問題に関わりかねない。弟を含め、会社の幹部会議で説明しに回った。

「がんになりましたが、もしものことがあっても、当社にはこれだけの人材がいます。だから安心してください」

仕事は弟に託し、東京のがん専門病院で治療に専念した。親族経営の強みだ。再発のリスクを軽減するために、声帯を含めた咽頭部分を切除する選択肢も示されたが、三枝さんは拒んだ。「経営者の仕事は、何かを『伝える』ことです。声を失うのはどうしても避けたかった」

約2カ月間入院し、抗がん剤治療と放射線治療を受けた。副作用で口の中は口内炎だらけ。何を食べても鉄のような味で、水も飲めなくなつた。一時的に造設した胃ろうから栄養剤を入れるも、逆流して吐き出した。

退院して3カ月目から徐々に職場復帰した。三枝さんは、がんになり大き心境が変わった。「以前は『長期的な経営ビジョ

テラ 営業グループ

戰勝子一ム

安田淳子さん(46)
2005年、左乳房の乳がんが発覚。ステージⅡa、全摘出手術を受けた。00年に右胸に骨転移し、がん部治療。11年には左乳房に原発性の乳がんが見つかり全摘出手術。14年11月、脳転移が見つかり当時勤めていた大手通信会社を休職。テラド提供している樹突細胞ワクチン療法を受け、白血球の数が増えるなどの効果を得た。15年4月から骨



「飛行部がマネジャークラスでしたので部下が心配します」。キャラリア上も、大々的にがんと言ふうメリットはありませんでした。

初めて休職制度を使ったのは、14年12月。国内の大手通信会社で勤務していた時だ。定期検査で脳腫瘍が見つかった。翌日のうちに入院する必要があるため、

部下に心配させない

がんを恐れない 仕事



国立がん研究センター
がんサバイバーシップ
支援研究部長
高橋 都さん
一般内科医。1984年准
手医科大学医学部卒業。
獨協医科大学准教授
(公衆衛生学)などを経
て、1989年から現職。厚
生労働省「がんと就労」
研究班委員会委員長。

月に復帰した。時刻から徐々に
休職していた会社は、01年4月
フルタイムに戻れたのはいいが、
給料は新卒並みに下がった。
事評価がりセレットされたからだ
昇進しても低い金額からの再上
昇進してしまった。転職することに
現在は広島県内の病院に勤務し
広報部で活躍している。

主治医の意見を聞き、復職時期を調整する。基本は現職復帰で同課は、がんでも働けることを書いた健康ニュースを配布し、職員健診時には相談コーナーを設けた。

「ある職員から『再発しちゃってゴメンね』と言われたことがあります。病気で謝らないといけない風潮を変えたいのです」と同課の看護師、深井好子さん。

不調者向けだった復職支援制度を、がんを含むあらゆる疾病にも適用したことなどが評価された。これまで、がんになった正職員6人が同制度を利用している。人事担当の大山克己さんは、「休職1年半までは傷病手当と互助会の見舞い金で賃金の9割を保険料。一定の治療が終わると、今後も扶助金で3割ほど支給される」と説明する。

コープみらい（本部：さいたま市）は、東京都の「がん患者の治療と仕事の両立への優良な取組を行う企業表彰」（14年度）

支援引き出す交渉力

は、そう涙ぐむ

す交渉力が求められます」

でもうつてもいいでしょう

「なぜ働きたいか」を伝え
必要な配慮は臆せず求めて

私自身も11年前に乳がんを患いました。がんを経て再就職活動をしている方の面接をしていてよく思うことは、治療の話が長々続くことです。いつがんになってしまったから治療をしない、副作用が大変で……。

情で動かされる企業もある。また、元と同じ職種に戻る事ができなくても自分の強みを生かして職場を見つけることもあります。例えば、元居酒屋さんの異性・呼吸器系のがんを患い、

「患者さんは、以心伝心を信じすぎ、会社から支援を引き出

「医師に質問する時は、『出張、残業はできますか』など具体的に聞くのがポイント。人事部などから医師に情報提供を依頼を

派くも。
き出す交渉力

企業側が知りたいのは病気の
内容だけではなく、治療によって
就労パフォーマンスがどう変わ
り、どんな改善が必要かだ。
それを説明するには、まず医師か
う書類をつらうながめらう。

「支援を受けて当たり前と思わず、状況を説明し、感謝を示すことも大切です。企業側はファンとして平穡する上目づか



さくらい・なおみ
／1967年生まれ。
がん患者向けの職業紹介会社キャンペー
ン・ソリューションズ社長。近著に『がん経験者のための就活ブック』
(共著 同じ出版社)

例えば、一元酒屋さんの黒性。呼吸器系のがんを患い、煙のない場所での電話で話をしていると、テンボ良く会話が進みます。人と接することが好きだから、長年、居酒屋を続けてきたと言います。本人は気付いていないかもしませんが、それが大きな強みです。二ノ子の高い介護施設で調理場を担当してもいいし、介護の資格を取る道もあります。

仕事をするうえで配慮が必要なら、腹せす求めることもあります。大手みます」「今いハ腰痛があるから長時間の座り仕事は難しいです」と伝えることは、「子どものお迎えで15時に帰りたい」というのとそつ変わらないません。

納得と妥協のバランスをとりながら人生を考えれば、必ず要とされる場は必ずあります

2016年(平成28年)
1月26日
火曜日

朝日新聞

天気 8 3 12 15 18 21時
東京 晴 10
横浜 晴 9
千葉 晴 7
さいたま 晴 7
札幌 晴 10
仙台 晴 9
名古屋 晴 9
大阪 晴 10
福岡 晴 10

朝日新聞東京本社
〒104-8011 東京都中央区京橋5-3-2 電話03-3545-0131 www.asahi.com

がん退職防止へ指針 医師と企業連携・短時間勤務促す

厚生労働省は、がん患者らが仕事と治療を両立できるよう対策を始める。がんによって仕事を持続できなくなる人は、頻回に医療の進歩で生存率が改善しても通院休憩を失う人が多い。医師と企業が状況や仕事内容を情報交換する文書の「ひが型」をつくり、短時間勤務などを記載するものを作った。対策の指針を2月にもまとめる。企業側を指摘していく考えだ。

▼5面II 支援者は

厚労省 来月にも策定
がん患者らが仕事と治療を両立できるよう対策を始める。がんによって仕事を持続できなくなる人は、頻回に医療の進歩で生存率が改善しても通院休憩を失う人が多い。医師と企業が状況や仕事内容を情報交換する文書の「ひが型」をつくり、短時間勤務などを記載するものを作った。対策の指針を2月にもまとめる。企業側を指摘していく考え方だ。

報告してもらう。「長時間

で、内容は本人に伝わる

る

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

記載する。

がんは2人以上がなる

短時間勤務や休暇などを活

用するように促す。

具体的な実策として、

医師が仕事内容を把握し、

企業側に配慮を求めるられる

仕組みを検討する。

勤務時

間の職場環境などを文書で

がんと仕事両立支援半ば

病院が就労相談・企業の事例紹介

■指針に盛り込む主な内容

治療と仕事の両立に向けて活用を企業に促す

主治医と企業が情報をやりとりしやすいように文書の様式例を示す

企業が社員から相談された場合の対応の流れを示す

2人に1人がかかるとも言われるがん。厚生労働省は治療と仕事の両立をめざして指針をつくるが、本格的な対策はこれからだ。独りで就労を支援してきた医療機関やNPO法人もある。い人はいまも多い。

▼1面参照

大阪市の40代のプログラマーの男性は2015年冬、ゲーム開発会社を退職した。10年以上前に見つかったがんは治っているが、免疫力が落ちて疲労がためると感染症などにかかりやすい。二つのプロジェクトリーダーを任せられてしまい、仕事量を減らすよう頼んだが、上司には理解されなかつたという。

病院と会社は十分な情報交換ができるなかつたと思いつ、「病院と企業の距離が近くなれば違う結果だつたかもしれない」と話す。千葉県銚子市の食品卸会社では40代の社員ががんと診断され、短時間勤務などで配慮した。2年ほどで通常勤務に戻ることができた際に、勤務時間に配慮

て辞めさせないよう促している。15年11月の研修会では乳がんを例に、手術をして初期の薬物療法が終われば、健常者と同じ生活が送ることなどを説明した。

セントアのがん専門相談員で看護師の東島早百合さ

ンは、「一人一人の経験は代え

がない。働き続けられるよ

う本人と話し合ってきた」。

医療機関は支援に力を入れつつある。全国に約40

0あるがん診療連携拠点病

院には「がん相談支援センターア」があり、電話でも相

談を受け付けている。その

なかで大阪市立総合医療セ

ンターは13年から就労支援

に力を入れる。徳永伸也医

師は「早期発見の医療の進

歩で治る確率は高まっています。

公的支援に加え、その会社が持つい

る支援制度を早期に示すことが大事です。

会社側も、大事な働き手を失わずにすみ

ます。公的支援に加え、その会社が持つい

る支援制度を早期に示すことが大事です。

治療では通院時間の確保など職場の配慮

が必要です。患者は上司や人事担当者らに

相談にのつてもらいましょう。その際に説

明がたりないと、できる仕事からも外され

かねません。自分が情報管理の要になり

できること、配慮してほしいことをはつき

り伝えることがポイントです。

会社の制度も活用を 要望は明確に伝えて

国立がん研究センターの高橋都・がんパイバーシップ支援部長の話。がんを告知された患者は、頭が真っ白になってしまいますがあります。働く人の権利や会社の制度を知らないまま流れて辞めると、後悔する人が多い。冷静になって判断しましょう。会社側も、大事な働き手を失わずにすみます。公的支援に加え、その会社が持ついる支援制度を早期に示すことが大事です。治療では通院時間の確保など職場の配慮が必要です。患者は上司や人事担当者らに相談にのつてもらいましょう。その際に説明がたりないと、できる仕事からも外されかねません。自分が情報管理の要になりできること、配慮してほしいことをはつきり伝えることがポイントです。

自治体でも先行事例がある。東京都は14年度から優

れた取り組みの企業を表

彰、支援に前向きでも具体

的方法が分からぬ企業

が多いといい、指針は歓迎

する。埼玉県は企業向けの

ハンドブックをつくってい

て、相談窓口を設ける自治

体も広がっている。

(神沢和歌 東崎製